

川崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

13 川健介保第 23 号（平成 13 年 4 月 13 日市長決裁）
最終改正 5 川健地推第 1567 号（令和 6 年 3 月 25 日市長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、川崎市（以下「本市」という。）に居住する判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「高齢者等」という。）の福祉の増進を図るために、民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「法」という。）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定に基づいて市長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）その他必要な援助について定めることを目的とする。

（要件の判定）

第 2 条 市長は、高齢者等の福祉を図るために、特に審判請求を行う必要があると認めることの可否の判定は、次の各号に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- （1）高齢者等の事理を弁識する能力の程度
- （2）高齢者等の親族の存否、当該親族による高齢者等保護の可能性及び当該親族が審判を行う意思の有無
- （3）行政等が行う各種施策及びサービスの活用による高齢者等に対する支援策の効果
- （4）高齢者等の生活及び資産、収入の状況

（審判請求の手続）

第 3 条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求の費用負担）

第 4 条 市長は、市長が行う審判請求について、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 28 条第 1 項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）を負担する。

（費用負担の申立）

第 5 条 市長は、前条の規定に基づいて負担した審判費用について、高齢者等本人が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判費用の求償権を得るため、家事事件手続法第 28 条第 2 項及び第 29 条第 1 項の規定に基づき、本人の負担とする旨の裁判を求める申立を家庭裁判所に対し行うものとする。

（審判費用の求償）

第 6 条 市長は、前条の規定により審判費用を本人の負担とする旨の裁判があったときは、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）に対し、審判費用を求償するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

（費用等の助成）

第 7 条 市長は、次の各号に掲げる費用等の全部又は一部について助成することができる。

- （1）法第 7 条の規定による後見開始の審判、法第 11 条の規定による保佐開始の審

判又は法第 15 条第 1 項の規定による補助開始の審判（以下「後見等開始の審判」という。）を請求する者が負担する当該後見開始の審判等に係る費用（ただし、鑑定に係る費用に限る。以下「審判請求費用」という。）

- (2) 法第 862 条（法第 852 条、第 876 条の 3 第 2 項、第 876 条の 5 第 2 項、第 876 条の 8 第 2 項及び第 876 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人へ付与される旨の審判がなされた報酬（以下「後見人等報酬」という。）

(助成の対象者)

第 8 条 審判請求費用の助成の対象者は、後見等開始の審判を請求した者とする。ただし、審判の対象者が助成申請時に本市に居住地を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条に規定する支援給付を受けている者
- (3) 次に掲げる要件の全てに該当する者
 - ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること
 - イ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の助成申請のあった年の年間収入見込額合計が別表 1 で定める基準を満たすこと
 - ウ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の資産額合計が別表 1 で定める基準を満たすこと
 - エ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと
- (4) その他審判請求費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 前項の規定は、後見人等報酬の助成の対象者について準用する。この場合において、前項中「審判請求費用の助成の対象者」とあるのは「後見人等報酬の助成の対象者」と、「後見等開始の審判を請求した者」とあるのは「被後見人等」と、同項第 3 号中「審判請求費用」とあるのは「家庭裁判所が決定した報酬額」と読み替えるものとする。

3 審判請求費用又は後見人等報酬の助成申請時に、審判の対象者又は被後見人等が本市以外の市町村に所在する別表 2 に掲げる施設等に入所・入院しており、かつ、当該施設等への入所・入院前に本市に居住地を有していた場合であって、市長が認めるときは、第 1 項又は第 2 項の規定を準用することができる。

4 第 2 項の規定に関わらず、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）に対する報酬について、後見人等が被後見人等の配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹又は本市が実施する市民後見人養成研修の修了者である場合は助成の対象としない。

5 第 1 項及び第 2 項の規定に関わらず、本市以外の自治体又は団体等の実施する制度により、前条各号に規定する費用又は報酬の助成を受けられる者については、助成の対象者としなない。

(助成金の支給額)

第 9 条 審判請求費用に係る助成金の支給額は、家庭裁判所に予納すべき額とする。

2 後見人等報酬に係る助成金の上限額（以下「助成上限額」という。）は、被後見人等が別表 2 に掲げる施設等に入所・入院している場合は月額 18,000 円、その他の場合は月額 28,000 円とし、助成金の支給額は家庭裁判所が決定した報酬額（以

下「報酬額」という。)と助成上限額を比較して少ない額とする。

- 3 後見人等報酬に係る助成の対象者について、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「後見監督人等」という。)が選任されている場合、前項に規定する助成上限額は、後見人等及び後見監督人等のそれぞれについて適用する。

(助成対象期間)

第10条 後見人等報酬に係る助成の対象期間は、助成の申請を行った日から起算して2年前の日が属する月までとする。

- 2 後見人等報酬に係る助成の対象期間が施設等入所・入院期間とその他の期間をまたぐ月については、上限額を月額28,000円とする。

(助成金の支給申請)

第11条 助成金の支給の申請をしようとする者は、別に定める申請書様式に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、審判請求費用に係る助成については家庭裁判所から予納の通知があった日から、後見人等報酬に係る助成については家庭裁判所の審判があった日から起算して3か月以内に行わなければならない。

(資産状況等の報告)

第12条 市長は、前条の規定により審判請求費用又は後見人等報酬に係る助成金を支給するときは、申請者に対し、支給対象者の資産状況等について報告を求めることができる。

(被後見人等死亡後の報酬助成)

第13条 後見人等報酬に係る助成の受給資格者が死亡した場合において、その者に支給すべき助成金で、支給しなかったものがあるときは、その者の成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であった者は、第11条の規定により申請することができる。

- 2 前項の規定により支給すべき助成金の額は、遺留財産で不足する金額と助成上限額を比較して少ない額とする。

(助成金の支給決定)

第14条 市長は、第11条の規定による申請があったときは、その資産状況等を審査し、別に定める様式により、決定内容を申請者に通知する。

(助成金の請求)

第15条 前条の規定により助成金の支給決定を受けた者は、必要な書類を添えて支給金の交付を請求するものとする。

(助成金の支給)

第16条 市長は、前条の規定による助成金の請求に基づき、助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第17条 助成金の支給を受けた者は、次に掲げる事由に該当する場合は、支給された助成金に相当する額を返還しなければならない。

- (1) 助成金支給対象者、後見人等、親族その他の関係人が審判請求費用又は後見人等報酬に係る助成に関し、虚偽の申出をしていたこと
- (2) 助成金を審判請求費用又は後見人等報酬以外の目的に使用したこと
- (3) その他不正の手段により助成金の支給を受けたこと

(譲渡及び担保の禁止)

第18条 審判請求費用又は後見人等報酬の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保にしてはならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日の間において第 6 条第 1 項第 2 号に規定する報酬助成の申請を行った者については、同条第 5 項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条から第 10 条までの規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

3 第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定による助成上限額は、助成対象期間のうち平成 27 年 10 月以降の月分について適用し、同年 9 月以前の月分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の川崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づいて作成した様式は、所要の調整をしてなお当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

2 第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定による助成上限額は、助成対象期間のうち令和 3 年 4 月以降の月分について適用し、同年 3 月以前の月分については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 令和 3 年 3 月 31 日以前に入院した場合は、改正前の第 10 条第 3 項の規定を適用

する。

- 4 この要綱による改正前の川崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づいて作成した様式は、所要の調整をしてなお当分の間使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 第8条第1項第3号の規定による審判請求費用の助成の対象者は、家庭裁判所からの鑑定費用予納の通知日が令和6年4月1日以降のものについて適用し、同通知日が同年3月31日以前については、なお従前の例による。
- 3 第8条第1項第3号の規定による後見人等報酬の助成の対象者及び第9条第2項の規定による助成金の支給額は、家庭裁判所による報酬付与の審判日が令和6年4月1日以降のものについて適用し、同審判日が同年3月31日以前については、なお従前の例による。
- 4 この要綱による改正前の川崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づいて作成した様式は、所要の調整をしてなお当分の間使用することができる。

別表1（第8条関係）

| 世帯の人数 | 年間収入見込額基準 | 資産額基準 |
|--------|---------------------------|-----------------------------|
| 単身世帯 | 150万円以下 | 350万円以下 |
| 2人世帯 | 200万円以下 | 450万円以下 |
| 3人世帯 | 250万円以下 | 550万円以下 |
| 4人以上世帯 | 250万円に世帯員1人につき50万円を加えた額以下 | 550万円に、世帯員1人につき100万円を加えた額以下 |

別表2（第9条関係）

| 根拠法令 | 施設等名称 |
|------------------------------|--|
| 生活保護法 | 保護施設 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 ・ 共同生活援助が提供される施設 |
| 地域生活支援事業実施要綱 | 福祉ホーム |
| 老人福祉法 | ・ 老人福祉施設 ・ 有料老人ホーム |
| 介護保険法 | ・ 介護保険施設 ・ 特定施設 ・ 認知症対応型共同生活介護が提供される施設 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設 |
| 医療法 | 医療提供施設 |
| — | その他市長が認める施設 |